

令和3年6月

第1回臨時教育委員会会議

会 議 録

令和3年6月3日開催

# 会 議 録

開催日時	令和3年6月3日（木）	午後2時 午後2時26分	開会 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉	
	事務局	説明員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 教育指導課長 辻並 浩樹
	事務局	事務局員	教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健史
傍 聴 者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について</li> <li>・議案第2号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について</li> <li>・議案第3号 旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱について</li> </ul> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>		

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年6月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>	
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>	
教 育 長	<p>会議録ですが、令和3年3月定例教育委員会会議（令和3年3月29日開催）については既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>	
各 委 員	<p>ありません。</p>	
各 教 育 長	<p>御意見がありませんので、令和3年3月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>	
各 委 員	<p>異議ありません。</p>	
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和3年3月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和3年4月定例教育委員会会議（令和3年4月27日開催）及び令和3年5月定例教育委員会会議（令和3年5月27日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>	
各 委 員	<p>異議ありません。</p>	
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和3年4月定例教育委員会会議及び令和3年5月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>	
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について」、議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」及び議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>	
各 委 員	<p>異議ありません。</p>	
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について」、議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」及び議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱について」は、秘密会といたします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>	
教 育 長	<p>他に、何かありますか。</p>	
各 委 員	<p>ありません。</p>	

事務局	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」及び議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。
各 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」及び議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱について」は、会議録には概要を記載することといたします。
学校教育部次長	それでは、議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について」、説明願います。 本件は、令和3年4月定例教育委員会会議において、重大事態として対処し、調査を行うことを決定した事案につきまして、旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問しようとするものです。 諮問事項といたしましては、いじめの事実関係の調査と検証、当該生徒が死亡に至った過程の検証、学校と市教委の対応調査と課題検証、今後の再発防止策の4点としたところです。 本諮問につきましては、明日6月4日に開催予定の第2回旭川市いじめ防止等対策委員会において、教育長から対策委員会委員長に対し手交する予定となっております。 なお、本諮問事項につきましては、昨日6月2日、当該生徒の保護者及び代理人弁護士に説明し、了承を得ているところでございます。
教 育 長	議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	ありません。 それでは、議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会に対する諮問について」は、原案どおり決定します。
	<議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」> 令和3年6月3日から令和4年2月3日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
	<議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱について」> 令和3年6月3日から調査又は審議が終了した日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。

事  
教

務  
育

局  
長

ありません。  
それでは、以上で令和3年6月第1回臨時教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》